

出生の届出をされた方へ

ハッピー バース手当

市ではお子さんの誕生をお祝いし、
保護者の方に手当を交付します！！



[対象者]

以下の全ての要件に該当する養育者※1が対象です。

- (1) 対象児※2の出生時において丹波市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 対象児とともに5年以上丹波市に定住する意思がある方

※1 対象児と生計を一にしている父又は母

※2 令和4年4月1日以後に出生した子

[手当の額]

- (1) 第1子 10万円
- (2) 第2子 10万円
- (3) 第3子以降 50万円

※ 対象児の出生日において、養育者が現に監護し生計を一にしている者で、かつ、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の数により何子目であるか決定します。

[交付申請]

申請フォームから申請いただくか、交付申請書兼請求書に以下の書類を添付し
こども福祉課まで提出してください。

- (1) 誓約書
- (2) 通帳又はキャッシュカードの写し

[申請期限]

出生日から1年以内



丹(まごころ)の里

丹波市

〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5

丹波市 福祉部 こども福祉課

☎0795-88-5750